京都大學經濟學會經濟學會經濟學論義

第六十八卷 第六號

イギ	IJ	ス労働者階級窮乏化の一鰤面岸	本多	太英	Ŗß
イギ	IJ	ス炭鍍業と勞働者階級 前	Д	嘉	
۰ –	~	ス「初期工場立法 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	阳		昇-

ーマス「初期工場立法

M. W. Thomas, "The Early Factory Legislation" 1948

しがき

は

において、社會立法發展の最初の段階を特徴ずけかつ各國に節

力 岡

昇

行つたかをみる上に、本書は茜だ貴重な文獻といわなければな型を與えた工場法が、如何なる過程を通じて生成せしめられて

 農第五十七巻第三號参照)、ここでは專ら一八三三年法以後に でもほぼ同様の説明を得ることができ、又筆者も別の機會に若 でき、又筆者も別の機會に若 でき、とができ、又筆者も別の機會に若 でき、とができ、又筆者も別の機會に若 でき、とができ、といては、本文十八章及び附録をの他から成っているが、紹介

ついて出來得る限り詳しく著者の記述を追つて筆を進めること

二、一八三三年法 (Althorp's Act)

The Ten Hours agitation

保守的諸勢力の複雑なからみ合いによつで決せられることとな 階級との抗爭を軸とし、これに配するに土地貴族を中心とする のは今や産業資本家層であり、工場法の歴史は、これと勞働者 政治の中心的勢力ないし背景をなし、政策形成を指導し得るも 然し、三〇年代嘗初の議會改革の結果、事態は漸~異つて來た。 の諸立法に對し、違反、無視の態度をもつて反抗したのである。 的勢力・土地貴族を中心とする保守的勢力に支えられたこれら いた。産業ブルジョアジーは、議會並に地方制度における支配 督の責任を委ねることによつて、一片の死文と化せしめられて 工場地帶では奮勢力を排して自ら治安判事となつた工場主に監 を成立せしめたが、それらは何れも適用を木綿工場に限定され、 Act, 1802" をもつて始まり、改革前の英國議會は五個の工場洪 英國工場法の歷史は、"the Health and Morals of Apprentices

葛

立法に重要な影響を與えた「十時間運動」(ten-hours movement) から本書の扱う最後の工場法たる一八五三年法に至る迄の工場 The Ten Hours Agitation は、 | 八三〇年代

「初期工場立法」

史」によれば、一八一八年、マンチェスターの木綿織物工が議 ようとする運動は、三〇年代以前から存在した。「英國工場法 の端緒をなすものといい得る。勞働時間を一凡十時間に限定し に對する序章であり、本格的な工場立法生成の考察をなすため ▶地方を中心として展開されたとされている。同書四三─四四 て現れて來るのは一八三〇年以後のことで、 最初 ヨー クシャ 十時間運動が勞働者階級の支持を得つつ、ほぼ明確な形をとつ 地帶、然もマンチェスター等の主要都市に限定されていた。 限しょうとする運動の一つの現れであり、地域的にも木綿工業 動は、明確に自儺された十時間運動ではなくて、勞働時間を制 會に對し一日十時間半勞働日の請願をなした。 、然しこれらの

Condy (デヤーナリスト)、Rev. G. S. Bull (プラツドフオー Riding の諸工場に雇傭されている 見童の 狀態に ついて聞き、 が参加して議會内の運動を開始した。一方、十時間法を要求す Fielden, Lord Ashley, Charles Hindley, Joseph Brotherton 常 髙ちに"Yorkshire Slavery"と題する一文を"Leeds Mercury" 植民地の奴隷にも劣るその境遇に深い感銘と同情を喚起され、 ト)が集り、更に下院では、Michael Thomas Sadler, John 教區收師)、J. R. Stephens, John Doherty (共にチャーテイス 紙に投じた所にある。 運動の端緒は、John Oastler が、一毛織物業者か オストラーの旗幟の下には、

四三三 第六號 一六九

であつた。 zumittee) が設立された。その最初の中心的指導者はサドラーzumittee) が設立された。その最初の中心的指導者はサドラーし、これらの動きの中で「時間短縮委員會」 (Short-time Co-a囂々たる輿論がヨークシャーから Midland・ロンドンに派及る囂々たる輿論がヨークシャーから Midland・ロンドンに派及

とは困難である。とは困難である。とは困難である。とないが、彼等の間に何等かの思想的統一があつたと考えるこでよいが、彼等の間に何等かの思想的統一があつたと考えることは困難である。とは困難である。とは困難である。

彼等の立場は、 韻を意味するに過ぎない。又十時間派のブルジョアや貴族の 運動に關係せる勞働者階級出身の人々は、「革命的」なチャ リー黨に屬したラデイカル派の最もポピユラーな指導者であ して勞働者大衆ではなかつたことを强調している。 して、千時間法案をたすけてこれを勝利に導いたものは、決 な結合」であるとする Leeds Mercury 紙の評言を引用してい (同書四六頁)。エンゲルスは十時間運動の保守的性格を指摘 「祉會主義者、チャーテイスト、 ンはトーリー黨員であると共にラデイカル派に屬した。 サドラー、 「英國工場法史」の著者は、Short-time Committee 運動の指導者についてみれば、 ズムには無縁な勞働者版トーリー主義に陷つていた。 十八世紀末・十九世紀初頭の復古的運動の除 アツシュレーは共にトーリー黨員で、ライト 急進的トリリー黨員の奇妙 オストラーは後にトー 即ちこの ż

第六十八卷 四三四 第六號 一七〇

を示すものと酷評している。 は、同法案の内容が十時間派 (Ten-hours Party)の綱領の破産 ものといえよう。 首領も、 サドラーは、一八三一年一二月十時間法案を提出した。 時のチャーテイズムの高まりとはこの間の關係を明かにする 勞働運動の波にのつて進展する。 ていたものは、廣汎な勞働者の運動であり、 强調せられている點に注意する必要がある。 時のチャーテイズムを「革命的」と規定することと對比し となつたのである、と。 働運動は、必然的に革命的勞働者運動から離れてしまう結果 最も異質的で、 傷的なトーリー ・エン選集第六卷上)但しエンゲルスの右の評言は、當 とれらの勞働者同樣反動的であり、 最も反動的な分子と結合した結果、十時間勞 黨員であつた。 筆者。 (エンゲルス、十時間勞働日の問題) 同法案は、九歳以下の兒童の原像 かくして勞働者が英國社會 一八四七年の十時間法と當 十時間派を支え 十時間運動も又 かつ例外なく

の諸立法に比してむしろ沿步を意味するというのである。れた結果、教育や監督については一切無視され、これでは從來れた結果、教育や監督については一切無視され、これでは從來れた結果、教育や監督については一切無視され、これでは從來は、一八歲以下の者の勞働時間を一日一○時間、一週四八時、

に立法上の制限を加えることを欲しなかつたことは、興味ある|| 十時間派の領袖たちが決して意識的に成年勞働者の勞働時間

渉が許され得るとし、兒童は決して「自由」ではなく、 目的がより大なる態を除去することにある場合にのみかかる干 彼等の賃金を騰貴せしめることになると主張した。 械自體に對する制限にも等しいものとなり、これによつてのみ 案である、という工場主側の反對に對しては、一八歳以下の者 實は成年勞働者の勞働時間を制限しようとする虚偽にみちた提 立ち得たのである。 張は自由人格に對する制限を意味するものではないとの立場に 兒童や年少者の苦痛と墮落が防止せられ得ると同時に、 の勞働時間が一日十時間に制限せられるならば、その制限は機 た自己の意思に從つて行動する人格ではないが故に、自己の主 の勞働量の減少は成年勞働者に對する需要を増大せしめる結果 サドラーは、 唯、彼の主張は口に見童の保護を稱えつつ、 あらゆる法的干渉は悪であり、 年少者 獨立し その

れて、國家の機能に關する新たな理解が承認を求めて爭われる或は被等を全く自由に放任するかの單一の問題に還元せしめらこでは全ての問題が、兒童に對する國家の干渉を許容するかろ一八三三年王室委員會の報告に據るべきことを主張しつつ、ろ一八三三年王室委員會の報告に據るべきことを主張しつつ、この委員會は會期終了のため勞働者側の證人のみを喚問するにこの委員會は會期終了のため勞働者側の證人のみを喚問するにこの委員會は會期終了のため勞働者側の證人のみを喚問するにの委員會は會期終了のため勞働者側の證人のみを喚問するにの委員會は會期終了のため勞働者側の證人のみを喚問するにの委員會は會期終了のため勞動者側の證人のみを喚問するにいて、國家の機能に關する新たな理解が承認を求めて爭われる。

る反對の中に指摘するのである。に至つた時代的風潮を、サドラーの立場と工場主のこれに對す

一八三三年委員會

たな指導者として展開されることとなつた。

十時間運動は爾後約一五年間に亙つて、ス八三二年の議會改革法による選擧の結果、

アッ

シユレーを新

-y-

ドラー

-は落選

一八三三年三月のアッシュレーの提案になる法案は、先のサー八三三年三月のアッシュレーの法案の運命は、この委員會で調査のための委員會の設置を請願し、自己の要求を貫徹するしようとした點において、若干の重要性を含むものであつた。しようとした點において、若干の重要性を含むものであつた。しようとした點において、若干の重要性を含むものであった。しようとした點において、若干の重要性を含むものであった。したうとした點において、若干の重要性を含むものであった。

有したとすれば、ベンサム派によつて指導された委員會の活動論理的な、一の科學的過程を意味するものと考える點に特質をに求め、これに Thomas Southwood Smith, Thomas Tooke 等に求め、これに Thomas Couthwood Smith, Thomas Tooke 等に求め、これに Thomas Tooke 等に求め、 Thomas Tooke 等に表しませばない Thomas Tooke 等に求め、 Thomas Tooke 等に表しませばない Thomas Thomas Tooke 等に表しませばない Thomas Thomas

第六十八卷 四三五 第六號 一七一

ı

「初期工場立法」

ためになされたが、委員會はそれがほぼ完全に無に等しいこと

すであろうことは豫想せられる。的に解決しようとする十時間派の傾向に對し、著しい對照をな及びその勸告が、 問題を agitation や感情の動きによつて一方

委員會は活潑な活動を行い、委員自ら工場地帶に赴いて調査

「彼等は、眞寳に達するために極度の努力を拂つた

の破瘍、 き立法事業の前提をなす「事實」に外ならなかつたのである。 これこそ委員會の到達した結論であり、かつ科學的過程たるべ 働から生ずる肉體上の不具である」。「工場勞働が兒童に與える 悪何れの工場主の下でも同樣に共通するものは、大なる超加勞 固有のものでないと鰤定する。「工場制度に固有でありかつ恙 慣行を云々する極端な論者に對し、それらの慣行は工場制度に の共感に訴えるために、多くの事例をあげて工場主の非人道的 むべきでもなければ又基かしめ得るものでもないとして、大衆 て、その態度は明かに論理的かつ科學的であつた」(五〇一五 しており、その調子は冷靜かつ感情に動かされないものであつ かわらず委員會の最初の報告書は、 委員會の調査に對して極力非協力的態度を示した。それにもか というべきである」(五〇頁)。時間短縮委員會並に勞働者側は 一頁)。それは、見蜜に對する保護の理論を殘酷な處遇に基かし 委員會の調査の多くの部分は、 疾病、知的・道德的教育の缺除等である」(五三頁)。 直接的には疲勞、睡眠慾、 現行工場法の效果を検討する 苦痛、間接的には肉體組織 「全ての問題を見事に論評

EPMので動き引き、HILLINGというな一つましたものないない。現代は、T場における九歳以下の見童の使用禁止、一四歳未満のちしめるが如き機構を案出することを第一の目的とする。勸告言すれば、執行機關をして立法の目的を遂行することを可能な恵の作成よりも、現行法を效果的ならしめる Control の體制、換規の作成よりも、現行法を效果的ならしめる Control の體制、換規の作成よりも、現行法を效果的ならしめる Control の體制、換を認め、チャドウィックによつて起案された勧告は、新しい法

れる。 する工場主達によつても、その必要が繁心に主張されたといわ ろう―筆者)。 然も監督官制度は、競爭條件を平均化しようと え、長期間地方穲力の唯一の貯蔵所であつた治安判事制度は、 については、有給專門の工場監督官制度の確立を骨子とし、法 化された形で問題とされたのはこの勧告案が最初である。 〇二年法以來のいわば傳統を承繼したものであるが、最も體系 他はいう迄もなく監督機構に對する提案である。 提案を含んでいる。一は工場兒童の教育に關する提案であり、 時の夜間勞働を禁止すること、等の外に、「革命的」な二つの 年少者の勞働時間を一日八時間に制限し、午後一〇時―午前五 は同様の事例を一八三四年の救貧法改正においても見出すであ ベンサム派の理論の具體化を、ここにみることができる。 今や中央政府の職業的官吏によつて代わらるべきであるとする の目的は集欖化された行政制度によつてのみ保障され得ると考 「王室委員會の報告は、工場立法の發展において決定的 前者は、

な時點を選している。彼の改革者達はこれを輕蔑して、"volume

まき散らした虚説を雲散霧消させるものであるが故に 歡迎しapproach を可能ならしめた。製造業者達は、報告書が演説者のの問題に全く新たな光 明を 投げかけ、新たなかつ 效果的なの のま repulsive magnitude"と呼んだ。然しこれは、蓬業統制

【三】 一八三三年法

た」(六〇頁)のである。

(1)

一八三四年一月一日以後、蒸氣力、水力、機械力を利用

一八三三年七月一七日、アッシュレーの法案は下院での第二人三三年七月一七日、アッシュレーの法案が、成年勞働者から唯記に反對した。彼はアッシュレーの法案が、成年勞働者から唯犯に反對した。彼はアッシュレーの法案が、成年勞働者から唯犯に反對した。彼はアッシュレーの法案が、成年勞働者から唯認會の審議過程に入つたが、政府は Lord Althorp を立ててことして、アッシュレーの提案に代るべき法案の提出を考慮してとして、アッシュレーの提案に代るべき法案の提出を考慮してとして、アッシュレーの提案に代るべき法案の提出を考慮してとして、アッシュレーの法案が、成年勞働者から唯識會の審議過程に入つたが、政府は Lord Althorp を立ててこれにのである。

が認められる。

八三三年八月二九日最終的に法律となつた。を上提して政府案に對抗した。結局政府案が叢會を通過し、一を上提して政府案に對抗した。結局政府案が叢會を通過し、一の勸告の大部分を採用したものである。十時間派は十時間法案提出をみた。この法案はチャドウィックによつて立案され、先聞もなくアッシュレーの法案は否決され、同年八月政府案の

八三三年の工場法は、正式には、the Act to regulate the

ス「初期工場立法_

Labour of Children and Young Persons in the Mills and として親しまれている。その主だつた内容は凡そ次の如きものとして親しまれている。その主だつた内容は凡そ次の如きものである。

但し絹工場では例外として年齡に制限なく兒童を屈傭することる如何なる工場においても、九歳未滿の兒童の使用を禁止する。六九時間以丙に制限される。又右期日以後、本法の適用を受け六九時間以丙に制限される。又右期日以後、本法の適用を受けって使用される一八歳未滿の者は、午後八時三〇分―午前五時場で使用される一八歳未滿の者は、午後八時三〇分―午前五時はる木綿、羊毛、毛糸、麻、亚麻、麻屑、リンネル、絹の諸工する木綿、羊毛、毛糸、麻、亚麻、麻屑、リンネル、絹の諸工

(2) 本法成立後六ヵ月を經過した後は、一一歳以下の者の勞の時間勞働することを認める。 ○時間勞働することを認める。 ○時間勞働することを認める。

主が九時間以上工場内に残留せしめる場合は魔罰せられる。但る。又一日の勞働時間が九時間に制限されている克童を、工場を越えない限り、残り九時間を他の工場で勢働することができを越えない限り、残り九時間を他の工場で勢働することができのうち或工場で九時間以内の勞働をなした者は、一週四八時間のうち或工場で九時間以内の勞働をなした者は、一週四八時間のうち或工場で九時間以内の勞働をないている兒童で、一日

八十八卷 四三七 第六號 一七三

し運動場や教室内は除く。

- (4) 水力を利用する工場で、水量の不足又は過剰等の理由に、) 水力を利用する工場で、水量の不足又は過剰等の理由に
- 並に證明書制度が採用された。
 以上のような豁規定の違反を防止するために工場監督官制度以上のような諮規定の違反を防止するために工場監督官制度

〔イ〕證明書制度--本法成立後六ヵ月以後は、一一歳以下の兒

- 一日九時間以上及び午後九時―午前五時の夜間勞働せしめては、九歳の見意としての通常の力量と外形を有することを認明書なくして、安判事の確認を受けなければならない。一一歳(前記の條件の安判事の確認を受けなければならない。一一歳(前記の條件の安判事の確認を受けなければならない。一一歳(前記の條件の下に一二歳・一三歳)から一八歳迄の年少者は、一一歳(又は行い、一一歳・一三歳以下、三〇ヵ月以後は一三歳以下)章(一日九時間以上及び午後九時―午前五時の夜間勞働せしめては、九歳の見意としての通常の力量と外形を有することを認めば、九歳の兄意として、一日九時間以上及び午後九時―午前五時の夜間勞働せしめては、九歳の兄意との見まない。
- 更に重要な糠限は、法の正常な執行のために必要な諸規則を制又何人をも誇人として喚問することができる。監督官が有する實施するため何時でも工場及び工場學校内に立入る糠限を有し(ロ)監督制度―四人の監督官をおく。監督官は木法の條項を

ならない。

なければならない。
を管轄區域における監督事務を調整するため最低年二囘會合しができる。監督官は、一年最低二囘內務大臣に報告書を提出し、ができる。監督官を採用し、監督官の職務を補佐せしめること以上の補助監督官を採用し、監督官の請求に基いて一人又はそれ定する權限である。更に、監督官の請求に基いて一人又はそれ

は毎日最低二時間とし、履習時間は教師が證明する。修學時間しもしくはそれに必要な手段を講ずることができる。修學時間とを要し、監督官は特に學校を必要とする場合は、これを設立された勞働時間の餘暇を知的、道德的教育に當てるため次のような方法をとつた。即ち、一週四八時間以內に勞働時間を制限うな方法をとつた。即ち、一週四八時間以內に勞働時間を制限うな方法をとつた。即ち、一週四八時間以內に勞働時間を制限方法を要し、短額と重を強制的に就學させ、短縮

する主張は殆んど聞き取れない程かすかなものでしかなかつ解を示している。こうした强い反對意見の中では、同法を支持いる多數者の支持の下に成立したものである、とほぼ同樣の見れたものであり、それが實施し得ないものであることを知つてたッシュレーも又、同法が或る目的のために急速に作り上げらアッシュレーも又、同法が或る目的のために急速に作り上げら

めて斬新であり、それが運行を開始して後に始めてその缺陷が それが確立せる原理からではなくて、その原理を實現するため 3, に設けられた機構から生じた。然し同法が採擇した機構は、極 たものは殆んどなかつた。失敗は主として法自體の缺陷から、 つて除去されたが、それが企圖した書きもののうちで質現され は頗る善であり、立法的干渉の生んだ大部分の弊害はこれによ 監督官ホーナーをして語らしめるならば、一八三三年法の動機 確保するか、この殆んど際限を知らない困難な課題に對して、 のあらゆる角度において觀察されることが可能となつた點にあ 極めて逆說的にではあるが、 にとつての最も根本的な問題、即ち administration の問題が、 八三三年法は自らを一の實驗的地位に立たしめたのである。 がにされ得たのである。 然し同法の重要性は、 如何なる範圍迄規制を加え、それを如何なる手段によつて ―と著者は述べている―初期の工場法 同法の有する缺陷の故に却つてそ

| 工場監督官||監督機構と法の運用|

|】 反動・1 八三三年法の危機

主達はこの法律に對して一體如何なる態度を示したであろう主達の間へ普及することから始めなければならなかつた。工場は、先ず評判の悪いこの法律を工場制度の中へ浸潤させ、工場は、先ず評判の悪いこの法律を工場制度の中へ浸潤させ、工場の、上での法律を工場制度の中へ浸潤させ、工場は、光ず評判の悪いこの法律を工場制度の中へ浸潤させ、工場に、一八三三年法成立後、直ちに四人の監督官が任命された。

Ъ,

トーマス「初期工場立法」

第六十八卷 四三九 第六號 一七五

レー制度は試みられようともしなかつた。 等にとつてそれは質に思い切つた干渉であるようにみえた。法 等にとつてそれは質に思い切つた干渉であるようにみえた。法 等にとつてそれは質に思い切つた干渉であるようにみえた。法 にとつてそれは質に思い切つた干渉であるようにみえた。法

ハウエルやサウンダーは瀬一一歳の兒童でも週四八時間以上勞趣の大力に、監督官は、工場主と食事を共にし、或は彼等と會合して討た。監督官は、工場主と食事を共にし、或は彼等と會合して討た。監督官は、工場主と食事を共にし、或は彼等と會合して討論を行い、法の趣旨や内容を明かにしたバンフレットを發行する多くの疑惑と激しい更新は、法を執行する立場にある監督官による男人の疑惑と激しい更新は、法を執行する立場にある監督官におかれて、法の趣旨や内容を明かにしたバンフレットを發行する多くの疑惑と激しい更新を集むしてようも工場主の援助者として法の規制を遵守せしめるための努力を排つた。然し工場主によいの疑惑と激しい更新と表情であることを訴えた。
 エ場主側の反對に憂慮した政府は、できるだけ友好でカウェルやサウンダーは瀬一一歳の兒童でも週四八時間以上勞趣の反対に要求を表情であることを訴えた。

働せしめ得るという意見であり、又全ての監督官が、九歳以下

だと考える旨を報告している。この監督官の意見は、工場主に

て大きな反響を呼び、贊否の論が各地で熱心に展開された。反

羊毛、

亞麻工場で勞働するのを認める方が適當

大三九年一月以降、二一歳以下の全ての者の勞働時間を一日一在自己の提案のみが問題を眞に解決するものであるとして、一た少者及び工場主の双方に損害を與えることが明かとなつた現は、明瞭に彼等の態度を示している。彼等は三三年法が凫童、は、明瞭に彼等の態度を示している。彼等は三三年法が兒童、は、明瞭に彼等の態度を示している。彼等は三三年法が兒童、は、明瞭に彼等の態度を示している。彼等は三三年法が兄童、本作者の必然性を確信せしめ、議會に對して熱心な請願運動法律改正の必然性を確信せしめ、議會に對して熱心な請願運動

時間勞働日を達成するためには、彼等は週四八時間の勞働日を〇時間に制限することを主張したのである。唯一の目的たる十

と正に反對の提案がなされているのである。トムソン案は極めた正に反對の提案がなされていた。法の强制に適した機構を確定して、それを效果的ならしめようとする人々と彼等の間には立して、それを效果的ならしめようとする人々と彼等の間には立して、それを效果的ならしめようとする人々と彼等の間には立して、それを效果的ならしめようとする人々と彼等の間には立して、それを対果的ならしめようとする人々と彼等の間には立して、それを対果的ならしめようとする人々と彼等の間には立して、それを対果的ならしめようとする人々と彼等の間には立して、それを対果的ならしめようとする人々と彼等の間には立して、それを対果的ない。

案を提出した際、政府も又積極的にこのことを約した。ヒンド確實に實施することのみであつた。ヒンドレーが再度十時間法機は去つたのである。殘された課題は、一八三三年法の條項をトムソンは情勢を察知して自愛的に法案の撤囘を整明した。危と闘つた。然し、票決の際多數者が僅かに二名であつたために、對者は十時間派を中心として、政府案を辯護する工場主の主張

【三】 監督官の權限と地位

レーの法案は撤囘された。

宜であろう。す難について知ることは、工場法施行の實情を理解する上に便非難について知ることは、工場法施行の實情を理解する上に便法的地位或はその權限及びそれに對して向けられた批判ないし 監督官の實際の活動について語る前に、彼等のおかれていた

に對する證人たることを强制し、雇主を攻撃するためにその被である點に特に不満を抱いていたといわれる。 R. II. Greg はである點に特に不満を抱いていたといわれる。 R. II. Greg はである點に特に不満を抱いていたといわれる。 R. II. Greg はであると共にその執行者である。補助監督官は、選報者であり、證人であり、檢察官であり同時に法の解釋を與える人であり、證人であり、檢察官であり同時に法の解釋を與える人であり、證人であり、檢察官であり同時に法の解釋を與える人であり、證人であり、職別であると共にその執行者である。法が特に規定しないあらゆる事者であると共にその執行者である。 R. II. Greg はである計算とは相容れない権限、換言すれば、人をして自己自身を関し、正確限が極めて廣汎かつ不明確に對する證人たることを强制し、雇主を攻撃するためにその被対した。

シャと雖もこれ以上の何を望み得ようかと。 傭者を法廷に出廷せしめる權限を有している。トルコ最高のバ

他方勞働者の側に立つ者は、監督のためにとられた措置が不 を関するという立場に立つ。何故かなら一C. Wing は答える であるう。法を有效ならしめるための機構は恐らく實 をのではない。現行法を實效あらしめるための機構は恐らく實 をのではない。現行法を實效あらしめるための機構は恐らく實 をのではない。現行法を實效あらしめるための機構は恐らく實 をのではない。現行法を實效あらしめるための機構は恐らく實 をのであるう。法を有效ならしめるためには法自體が一の自動的な であろう。法を有效ならしめるためには法自體が一の自動的な であろう。法を有效ならしめるためには法自體が一の自動的な をあるし、又引き續いて將來も無視されるに違いないと。

一に管轄區域の分割である。それは産業の集中と全く無關係にれていたといえる。だが監督官にも又自己の主張があつた。第よつて監督官の權限が大なる削減を蒙る迄、彼等は、自由に實まつて監督官の權限が大なる削減を蒙る迄、彼等は、自由に實まつて監督官の權限が大なる削減を蒙る迄、彼等は、自由に實事實は英國憲法上未知の事柄に屬する。一八四四年の工場法によつて監督官は規則制定構並びに彼自身が常事者たるべき事件にお監督官は規則制定構並びに彼自身が常事者たるべき事件にお

第六十八卷 四四一 第六號 一七七

ーマス「初期工場立法」

官が當つた。然し彼等の權限の範圍は、監督官と異つて頗る小 ならなかつたのである。勿論工場主との不斷の接觸は補助監督 も要するような交通事情の下で、疲勞と鬪い乍ら彼等は工場主 に對して、政府は冷淡であり、結局監督官が再三討議の上決定 至つた。管轄區域のより合理的な調整を要求する監督官の通告 行われ、 を訪ね、彼等の新たな義務について説明し、理解を得なりれ たが、その上にロンドンからニューキャスル迄馬車で四八時間 回管轄區域を巡回しなければならないことも苦情の一つであつ 〇〇〇ポンドの俸給の中から、旅費、宿泊費自辨で年に三―四 した案が認められたのは、一八三六年八月のことである。 ためにリッカーズは、漸て健康を損つて退職するの止むなきに 人以上の勞働者を雇傭する二七〇〇の工場を有していた。その 三〇〇の工場を監督するのに比し、リッカーズの地域は、二五萬 工場内の、製造目的のために使用されている部分以外の 例えばサウンダーは、二四〇〇〇人の勞働者を有する 年

【三】 法の執行と違反

一八四四年迄實現されなかつた。

が再三主張して止まなかつた補助監督官の權限擴張の問題は、簡所に立入ることが認められていたに過ぎない。そして監督官

た。一八三七年一月、ホーナーは、工場主達がかつて報告され監督官は、内務省から嚴格な法の執行に從事するよう命ぜられ先にトムソンの法案が破れた際政府がなした確約に基いて、

事である。先ず第一に、一八三三年法以前には、工場主又はそ と報告することができた。然し問題は別の所にあつた。治安判 者が自己の工場の兇童の證明書に確認を與えたり、二人の製造 あつたといわれる。 行爲が附加された結果、ここでも全監督機構は崩壊する恐れが の有效要件であつたから、治安判事は職権を利用して不正な證 又は治安判事の確認を得なければならない。この確認は證明書 薫の年齡を證明する醫師の證明書は、先に述べたように監督官 る工場主が、實際に支拂を求められたのは一五ポンドに過ぎな 最低の罰則である二〇シリングの罰金が科せられたものが三四 えばホーナーの區域では、有罪の宣告がなされた四五八事件中 度の全機構は崩壞の危機に瀕すると考えられる程であつた。 大で、治安判事が自己の職實を忠實に遂行せぬ限り、工場法制 く拒絕し、側面から法執行の緩和に努めた。その結果は頗る雨 裁判官として法の違反に對し適當な處罰を加えることをにべな られていたが、同法はこの立場を放棄した。從つて工場主は、 の近親者が裁判官として工場法違反事件を處理することは禁ぜ た程語辣ではなくなり、法に對する嫌惡の情は大いに減少した、 既に醫師自身が證明書を濫發していた上に、治安判事のかかる 明書を確認し、或は兒童を實際にみもしないで確認を與えた。 いという例もあつた。第二は、兒童の年齡證明書に關して。 五にも及んだことがあり、又三〇〇ポンドの罰金の罪に該當す ハウエルによれば、治安判事である製造業

勞働開始及び終了時刻を刻明に記入せしめるTine Form (後になった。水力の過少又は過剩による機械休止時間、保団階に、特に取締りが困難であり、從つてこれらについていたために、特に取締りが困難であり、從つてこれらについては監督官達は、第一八條によつて與えられている法の執行いては監督官達は、第一八條によつて與えられている法の執行いては監督官達は、第一八條によつて與えられている法の執行いに必要な諸規則を作成する機限に訴えぎるを得なかつた。リッ治安判事或は醫師が間接に法の無力化を圖つたのに對して、治安判事或は醫師が間接に法の無力化を圖つたのに對して、治安判事或は醫師が間接に法の無力化を圖つたのに對して、

器す外なかつた。

備について屢々修正を要望しつつも、現行の方法の下で最善を

には獪敷年を必要とする。その間監督官達は、證明書制度の不

The Book)を工場主の下に備えつける規則を制定したが、その数字を基符を要求する。内務次官 Fox Maul は、キーナーに對し、る執行を要求する。内務次官 Fox Maul は、キーナーに對し、る執行を要求する。内務次官 Fox Maul は、キーナーに對し、企地域に通する一の規則を作成する必要を通告した。その結果金地域に通する一の規則を作成する必要を通告した。その結果を地域に通する一の規則を作成する必要を通告した。その結果を地域に通することとなった。その效果は極めて大きく、法の適守を甚ば答案に通することなった。その效果は極めて大きく、法の適等を基づすることとなった。その效果は極めて大きく、法の適等を基づすることとなった。

任命された常時は、法を嚴格に執行すべきか否かについてすらず、その勞働時間は單一の時計により規制さるべきこと、民の中から漸て一の結論を得る迄に至つた。マウルの法案がこ程の中から漸て一の結論を得る迄に至つた。マウルの法案がご程の中から漸て一の結論を得る迄に至つた。マウルの法案がご程の中から漸て一の結論を得る迄に基いて四人の監督官が法の下院に提出された。その内容は、先に述べた如き監督官が法の下院に提出された。その内容は、先に述べた如き監督官が法の監督官は證明書を愛行する醫師を任命しかつこれを指揮監督すること②規則は全監督官の合議によつて決定し全地域に共通のものとして作成すること③補助監督官は監督官とほぼ同様の権ものとして作成するとと③補助監督官は監督官とほぼ同様の権ものとして作成すること③補助監督官は監督官とは「対した」といる。

第六十八卷 四四三 第六號 一七九十時間派は政府が、同法案によつて現行工場法が全く適守さ

なきに至つた。 喚起された工場主側の空氣を察知して、法案を撤回するの止む 弊起された工場主側の空氣を察知して、法案を撤回するの止む がは結局この反對に敗れた形となり、かつ又彼の雄辯によつて するアッシュレーの提案は、それ自體は否決されたが、然し政 するアッシュレーの提案は、それ自體は否決されたが、然し政 をできたである十時間法案の採擇を迫つた。彼等を代表 れていないことに對する責任を囘避しようとしている、と攻撃

一 一八四四年法

【】「アッシュレー」委員會とグラハムの法案

間の立鉄運動をリードさえした。十時間派は、むしろこの十時間派の激しい抗争の展開である。十時間派は、むしろこのマウルの法案から「八四四年法成立迄の過程は、正に政府と

官の主張に基いでなされ、以下に列撃するような内容を有する。官の主張に基いでなされ、以下に列撃するような内容を有する。の時間的な距り或は經驗の差を示しているともいえよう。右のの時間的な距り或は經驗の差を示しているともいえよう。右のの時間的な距り或は經驗の差を示しているともいえよう。右のの時間的な距り或は經驗の差を示しているともいえよう。右のの委員會が基だしく一方的な記錄を發表した場合と比較して、の委員會が基だしく一方的な記錄を發表した場合と比較して、の委員會が基だしく一方的な記錄を發表した場合と比較して、の委員會が基だしく一方的な記錄を發表した場合と比較して、の委員會が基だして、

びレース工場について、委員會は監督官と同様に法の保護を擴 制度はまた、教育條項を一層有效ならしめる利點をもつとも考 に迄引下げることが可能であると考える旨を附け加えた。 い規定も大體に於いてよく遵守されているが、報告書はホ なすべきことを促すに止つた。九歳以下の見竃を雇傭せしめな を知つて、他日法全體の改正が問題となるときに慎重な考慮を を誘致しており、然も委員會はその規制が甚だ困難であること ば機娫休止時間の補塡について。この制度も極めて多くの違反 ついて調査を行つたのみで、勸告を行わないものを含む。例え えられていた。更に兒童の勞働時間は、一日七時間、 午後一時であつて、午前と午後の勞働時間が等しくない場合は 者を翌日の午前勞働せしめることを禁止する、 時間に引下げられるべきであつた。 一月毎に午前と午後の組を交替させる、というのである。この が、一日の勞働時間を六時間に制限すれば、その制限を七歳 報告書には又、或る規定に もし食事時刻が 週四 絹及

少者或は兒童は同日午後勞働し得ないものとし、午後勞働

上記の勸告とほぼ同一の内容を有するものである。マウルは又、する法案作成に着手した。この法案はマウルによつて提案され、ナーとサウンダーは、一八四一年初頭、委員會の勸告を基礎と監督官は速かに法案を提出するよう政府に要望し、更にホー監督官は速かに法案を提出するよう政府に要望し、更にホー

を講すべきであると勸告した。

唆する返書を得た。

張すべきであると考えたが、特種事情を考慮し特別の立法措置

閣が成立し、Sir James Graham-が内相に就任した。 漸て女王から、立法措置によつて右の提案を實現することを示 **閑に附されている、兒童教育の程度及び質の問題について考慮** べく努力する旨言明した。彼の意圖は、現行工場法において等 宗教的教育を擴める提案を行つた。グラハムは、アッシュレ 場法改正問題を阻止し得るものではなかつた。 る大きな期待のもとに行われたといわれる。 された。この時の選擧は、特に工業都市では工場法改正 七月、ビールの内閣不信任案が可決されるや、議會は直ちに解散 法案は何れも十分な討議を受けることができなかつた。 鬣のメルボルーン内閣が命旦夕に迫つていたために、これ 絹織物業に適用すべき特別法案をも上提した。 確立することにあづた。議會はアッシュレーの提案に同意し、 の提案に徴成し、「國民的教育のための中立的基礎」を競見す シュレーのイニシアティヴの下に提起される。 し、一般的教育水準を引上げるのみならず、その宗教的基礎を その結果ピール 一八四三年二月 それは再び 然し ウィッ 政變は 四年 60 アッ

る理事會の構成、糖限、履習時間を證明する證明書制度の改革、兒童の教育のために學校を增設することは勿論、それを監理すそれは、特に教育制度に關して極めて詳細な規定をおき、工場三月、マウルの決案を踏襲したグラハムの法案が上提された。

四四五

第六號

人人

新設學校經費の大半國庫負擔等を定める正に電期的なものであ

定を除外する新提案を続いて提案したが、會期は既に終りに近 る。然し、從來から兒童の强制教育に憎惡の念すら禁じ得なか ずいていた。 つた工場主は、 右の内容に悉く反對した。グラハムは、教育規

四四年二月、彼は再び新法案を上提した。

それは、年少者に

絹工場を同

樂として用意されたアツシェレーの十時間法案をも同時に審議 關する勞働時間の制限を婦人勞働者に迄擴張し、 した。これは特に監督機構について重要な改正を含むもので、 し、然も兩者を共に否決している。グラハムは再修正案を提出 の統制下におくものとして注目されたが、この時の議會は、對

〇時間に制限すべきことを提案し、それが、雇主勞働者双方に た。彼は、一八四七年以後、年少者、見輩の勞働時間を一日 機能の行使を禁止することを企圖する。 分な權限を與える一方、監督官から規則制定權を奪い、司法的 中央監督事務所を設置すること、補助監督官に工場に立入る十 アッシュレーは反撃し

の採擇を迫つた。 府は動揺し、 何等の損害を與えずに採擇可能であることを强く主張した。 政府の法案が間もなく議會を通過した。 ピール、グラハムの辭職を示唆しつつ議會に法案 アッ シュレーの提案は二九七票對一五九票で 一八四四年の工 政

場法がこれである。

八四四年法の内容

容からみることにする。 次ぐ工場法史上第三の序章としての地位を興える。 著者は、一八四四年法に、一八〇二年、 一八三三年の兩法に 先すその内

- half-time system の採用。
- 日七時間、 とる。 即ち年少者の晝食時間が午後一時から開始する場合は 見童の勞働時間-同時刻に始まらない場合は六時間半。 -獩少せしめられたが、やや複雑な形を 但し工場主
- 1 用すること及び土曜日午後四時三〇分以後使用することはでき は、監督宮に通告して一週間のうち三日毎に見童の勞働時間を 一〇時間に延長し得るが、この方法により兒童を二日續けて使 (年少者の勞働時間に關する一八三三年法の規定は、
- 制限する。 續き效力を有する、即ち一日一二時間一週六九時間)。 (3) 婦人勞働者の勞働時間を、一日一二時間、 週六九時間に
- 見童及び年少者の勞働時間は、彼等のうちの誰か一人でも朝工 場で勞働を開始したときから起算する。 (4)雇傭し得る見童の最低年齢を九歳から八歳に引下げる。
- **激であり、監督官は證明書を競行する醫師を任命しかつ後等を** (5)醫師の年齡證明書は、それを發した工場に對してのみ有
- 監督官は爾後規則制定權並びに司法的權限を行使し得な

を販えられる。 工場の臨檢に關しては、補助監督官は監督官と同一の權限 中央監督事務所を設け、 内務大臣が所要の職員

日迄午前八時から午後六時迄のうちの三時間とする。 を受けなければならない。履習すべき時間は、月曜日から金曜 半日勞働せしめられた見童は、殘餘の半日に學校で授業

に生み出した一の「論理的結論」でもあつた。「工場規制の技 過程から得られた實驗的成果であり、特に行政的經驗が必然的 これらは何れも三三年法が過去一一年間に亙つて施行された 誤れる出發點、誤れる脂想の中から徐々に結實しなければ 瞬時にして成就し得るものではなかつた。 それは長い經

ならなかつたのである」(二〇九頁)。

この法律の第一の成果は、いう迄もなく half-time system に

ある。 された效果は、無に等しかつたといわれる。 つだことであり、勞働時間の制限が違反し難くなつたことであ いう意味であつて、違反が絶滅されたということではない。 half-time system が見重の教育に對して果すであろうと期待 勿論それは「遵守が容易となり、運反が困難となつた」と それによつて勞働時間の減少が實質的に確保され易くな

結果、こうした處置が可能となつたのであり、經驗はむしろ彼 監督官の權限が大幅に削減されたことも注目すべき事實であ 彼等の作成した規則の大部分が四四年法にとり入れられた

> 滿を持して次の機會を待つという狀態であつた。 等を餘りにも廣汎な責任から解放し、"servants of executive" 保し得ることを朗かにしたのであつた。工場主達は、一八三三 の勝利は決して遠いことではなかつたのである。 年法のときのような反撥は示さなかつた。時間短縮委員會も又 の地位に限定することによつて、虞に强力な法效果の保障を確

「健康と安全」、「監督機構の發展」、

業と火郷業し

74

著者は、

本書の最後の章、

「十時間勞働日と標準勞働日」に

綱業」の三つの問題を獨立した章において収扱つている。 では最初の問題についてやや詳しく紹介し、後の二者について は簡単にふれることにする。 入る前に、 「健康と安全」、 「監督機構の發展」、「捺染業と製

ているわけではない。 の勞働時間制限法としての工場法との理論的關連の下に提起し 受け取つた」(二四八―九頁)。 尤も著者は、 この問題を從來 から二月間に、四人の監督官は事故に闘する四〇〇の報告書を つた社會的な根據は、いう迄もなく勞働 災害の 累増にある。 「事故の報告は毎日のように來ている。 (1)「健康と安全」。 ここで著者がこの 問題を取上げるに至 四四年法が施行されて

四四七 第六號 何れにせよ、安全施設の必要が積極的に主張されたのは、

「初期工場立法」

ば富然である。 大三三年のアッシュレーの法案においてであつた。このときの 大三三年のアッシュレーの法案においてであつた。 大三年のアッシュレーの法案においてであつた。 大三年のアッシュレーの法案においてであつた。 大三年のアッシュレーの法案においてであつた。 このときの

大三三年の王室委員會は、アッシュレーの提案を斥けつつった。彼は工場主と諮った結果、安全に關してアッシュレー委員會(一八四〇年)は、安全装置と災害補償をに関した勧告を行つた。安全については、動いている機械の掃原別した勧告を行つた。安全については、動いている機械の掃除を嚴禁すること、機械の危險部分を聞うこと等であり、災害はのに災害が發生した場合には、補償を受ける迅速かつ安價なために災害が發生した場合には、補償を受ける迅速かつ安價なために災害が發生した場合には、補償を受ける迅速かつ安價なために災害が發生した場合には、補償を受ける迅速かつ安價なために災害が發生した場合には、補償を受ける迅速かつ安價なために災害が發生した場合には、補償を受ける迅速かつ安價なために災害が發生した場合には、補償を受ける迅速かつ安價なために災害が發生した場合には、補償を受ける迅速かつな機械の掃してアッシュレーの提案を斥けつつの提案を下けつつった。彼は工場主と諮った結果、安全に關してアッシュレーの提案を斥けつつつのでは、本一によりでは、一個では、大きに対してアッシュレーの提案を下げつつる。

故に、全てのベルトを七フィート以上の所を通すか、床の上をあると考え、更に最悪の事故は動いているベルトから生するが

くも安全装置に關する監督官の通告に對して、工場主はそれにを缺くため殆んど實行し得ないと報告せざるを得なかつた。少

これらの規定の實施狀況に關して、監督官はその內容が明確

レー委員會の勧告とほぼ同様の法律を實施することが可能で

問題は一層發展せしめられた。

「問題は一層發展せしめられた。

「別るとかの適常な安全装置を施すべき旨を工場主に通告する權助監督官に、危險とみなすべき機械又はその一部を聞うとか仕助監督官、危險とみなすべき機械又はその一部を聞うとか仕助監督官、危險とみなすべき機械又はその一部を聞うとか仕助を選す場合には少くも高さ太インチの所を通すべきである等と細囲す場合には少くも高さ大インチの所を通すべきである等と細

一八四四年法は次のような事項を規定している。①防濕裝置一八四四年法は次のような事項を講すること、蒸氣が作業室へ洗入するのを防止すること、蒸氣が作業室へ洗入するのを防止すること、蒸氣が作業室へ洗入するのを防止することができ、この通告を受けてから工場主が安全装置を施さなかつたために勢働者が事故により傷害を受けた会装置を施さなかつたために勢働者が事故により傷害を受けた会装置を施さなかつたために勢働者が事故により傷害を受けた会装置を施さなかつたために勢働者が事故により傷害を受けた会装置を施さなかつたために勢働者が事故により傷害を受けた会装置を施さなかつたために對する報告を受けてから工場主が安場主に通告すると、なべの一部又は全部が被害者のために使用せられる。④災害に闘きる工場主及び醫師の監督官に勤する報告を受けたいる。①防濕裝置している。①防濕裝置う、監督官に命する襟限を有する。

strator であるが、ステュアートは最初から謎の如き人物であり 定した規則の多くの部分を法規化し、 から聞かれることになる。この問題は、四四年法が監督官の制 彼の地區では法は完全に無視されている、という非難が改革者 かくして、ホーナーは有能で何處か無情な所すらある admini たが、監督官が依然として法の細部に關し、獨立して決定を行 基いて、それらはやや賽一的手續に基き制定されるようになつ 地位を保障し來たつたが、こうじた監督官の地位は、 事務の増大と統一ある法の執行を確保する必要と に 求 め られ 的な集権化の傾向である。かかる傾向を助長した原因は、監督 しく法の統一的執行を妨げた。一八三六年、内務大臣の指令に 毎に異る夥しい施行規則の氾濫」という事實が示すように、著 解釋を與えるという立場を變更し得るものではなかつた。 三三年法施行以來、內務省は、監督官に法執行上の獨立的 彼等から規則制定の權限 「各地域

> め、その職務の整合された遂行を援助する人と場所とである。 なくて獨立かつ中立的な地位であり、相互の連絡を容易ならしく反對した。世等が欲したのは、彼等を指揮監督する人間ではく反對した。三六年のトムソン案は、監督事務を続轄する務所を設置した。三六年のトムソン案は、監督事務を続轄する務所を設置した。三六年のトムソン案は、監督事務を続轄するを奪つて單なる法の執行者たる地位に限定したとき、初めて解を奪つて單なる法の執行者たる地位に限定したとき、初めて解

定めをも行つている。 連絡文書の寫しを右の事務所に備えつけ相互の便宜に供する取影響を與えるものは相互に囘覽し合うこと、政府と監督官とのた。監督官は、擔當地域に關する報告書で、他地域の手續にもリストを作成するために必要な書記とメッセンデャーであつリストを作成するために必要な書記とメッセンデャーであつ 最初の職員は、事故及び災害に關する記錄並びに全國の工場

は實質的に監督官の合議によつて決せられる。そこにおかれ

中央監督事務所はかかる目的に適合する場所であつて、運營

しめるという勸告に反對して、他の監督官と激しく對立したこる。一八四六年、ステュアートが、年少者の勞働時間を減少せている。監督官が、貰習的に得て來た政府に勸告をなす權限をでいる。監督官が、貰習的に得て來た政府に勸告をなす權限を放び就し獨立した監督官相互の關係を調整する場合、彼等の自主然し獨立した監督官相互の關係を調整する場合、彼等の自主

トーマス「初期工場立法」

第六十八卷 四四九 第六號 一八五

トーマス「初期工場立法」

なければならない問題であつた。とはその一例である。それは結局、全國的な視野におい、を決定し、各監督官の方針を調整する機關が設置され、監督解決不能の事柄であり、統制が他の産業分野に擴張され、監督解決では、の一例である。それは結局、全國的な視野において政策とはその一例である。それは結局、全國的な視野において政策

向は、 子、キャラコ捺染、製紙、印刷等の各種産業部門に及んだが、 の狀態にも比せらるべきであつた。アッシュレーは、先ず織物 働條件は例外なく極悪で、 な報告書が提出された。 竃の勞働狀態を調査する委員會が設けられ、四三年一月、詳細 ととなり、隣接部門への保護の擴張を可能ならしめる。一八四 取引は増大し、勞働者に對する需要は増加さえした。かかる傾 蕎を與えたし、一八三七年─四二年の間の不況にもかかわらず、 三年法は、多くの缺陷を有したものの勞働者の狀態に大きな改 そのものの影響にあつたと著者はみているようである。一八三 分野である。これを可能ならしめた背後の力は、やはり工場法 厳格に規定された地盤から、工場法が最初に前進せしめられた 用されて來た分野と最も密接な關係を有し、主要織物業という 年、アッシュレーの動議に基いて、工場法の適用外にある兒 法の適用外におかれた勞働者の狀態を浮きぼりにするこ 「捺染業と製綱業」。この産業分野は、從來の工場法が適 調査の範圍は、金屬、陶器、磁器、 正しく工場法適用前に於ける織物業

最も密接な關係にあり、かつ現在の監督獲審によ第六十八巻 四五〇 第六號 一八六

せしめられている。その外、八歳以下の者の雇傭禁止、八歳 監督制度、醫師の證明書制度等は、その全てが現行制度に依存 詳しい調査を命じ、その結果若干の箇所を除いて、アッシュレ 痛な呼びを上げたが(二七四頁)、何等かの對策を講する必要 こでストップすることが不可能なことが分り切つている」と悲 業と最も密接な關係にあり、かつ現在の監督機構によつて容易 た。この法律は、或る點では四四年法と全く同じ内容を有し、 を拒否するには餘りにも事實が明白であつた。彼は、監督官に ラハムは、「もしこの方向を押し進めて行くならば、私にはこ 決することを決意し、四五年二月、所要の法案を提出した。 グ に目的を達し得ると考えられるキャラコ捺染工場から問題を解 六年八月には、更に同樣な保護規定を設けた製綱業に對する法 年七月、教育に關する規定が修正され、見童の雇傭條件として 明書を必要とすること、兒童の强制修學等が規定された。 の年少者の勞働時間は制限されないが、その使用には醫師の證 ―の法案に賀意を表するに至つた。四五年六月法案は可決され 定の授業日敷を必要とするという條件が附加された。一八四 三歳の見重及ひ女子勞働者の夜間勞働禁止、一三歳―一六歳

五 十時間勞働日と標準勞働日

律の制定をみた。

【【】 一八四七年法(十時間法)

強いしている。十時間勞働日に對する抵抗は、理論上において を、自由放任主義の最後の防波堤をなした。たとい、十時間疾 は、成年勞働者=「自由なる行為者」(free agent)に對すると は、成年勞働者=「自由なる行為者」(free agent)に對する國 は、成年勞働者=「自由なる行為者」(free agent)に對する國 は、成年勞働者=「自由なる行為者」(free agent)に對する國 は、成年勞働者=「自由なる行為者」(free agent)に對する國 をれた兒童の勞働時間を犠牲にしても、十時間勞働日を主張す された兒童の勞働時間を「自由なる行為者」(free agent)に對する國 を加せ必然的に成年勞働者の勞働時間を制限する。光しこの意味 を加せ必然的に成年勞働者の勞働時間を制限する。 がしていたといわなければならない。。

十時間勞働日は勞働時間の制限を全勞働者に擴張することを

當り、次のように述べた。「今や問題は唯一の命題に迄狹めら"the Ten Hours Advocate"によつて支持者を結集し、勝利のであに)層廣汎な活動を開始した。然も政局は複雑であつて、彼等はピールやトーリー黨に紹みをかけ得ないとしても、彼等彼等はピールやトーリー黨に紹みをかけ得ないとしても、彼等の要求に 同情を示したことのある ウィッグのリーダー、Iodの要求に 同情を示したことのある ウィッグのリーダー、Iodの要求に 同情を示したことを不可能ではなかつた。

「八四六年一月、アッシュレーは、十時間法案を提案するに入口の本語に対待することを不可能ではなかつた。

「今や問題は唯一の命題に迄狹めら、機関紙十時間派には、一八四六年一月、アッシュレーは、十時間法案を抱案するに

所有者であり、二一三〇〇〇人の勞働者の雇主である)。 が有者であり、二一三〇〇〇人の勞働者の雇主である)。 れている。即ち十時間法が、製造業者に何等の危害をも興えず、れている。即ち十時間法が、製造業者に何等の危害をも興えず、れている。即ち十時間法が、製造業者に何等の危害をも興えず、れている。即ち十時間法が、製造業者に何等の危害をも興えず、れている。即ち十時間法が、製造業者に何等の危害をも興えず、れている。即ち十時間法が、製造業者に何等の危害をも興えず、れている。即ち十時間法が、製造業者に何等の危害をも興えず、れている。即ち十時間法が、製造業者に何等の危害をも興えず、れている。即ち十時間法が、製造業者に何等の危害をも興えず、れている。即ち十時間法が、製造業者に何等の危害をも興えず、れている。即ち十時間法が、製造業者に何等の危害をも興えず、れている。即ち十時間法が、製造業者に何等の危害をも興えず、れている。即ち十時間法が、製造業者に何等の危害をも興えず、れている。即ち十時間法が、製造業者に何等の危害をも興えず、れている。

にフィールデンを支援した Sir George Grey である。 にフィールデンを支援した Sir George Grey である。 にといわれる。「成功のためにこれに反對しなかつた」(二九を得ることを知つており、從つてこれに反對しなかつた」(二九を得ることを知つており、從つてこれに反對しなかつた」(二九を得ることを知つており、從つてこれに反對しなかつた」(二九を得ることを知つており、從つてこれに反對しなかつた」。 にフィールデンを支援した Sir George Grey である。

ビールがこれに反對したのに對して、グレイはむしろ贊威の意一八四七年一月、フィールデンが十時間法案を提出した際、

トーマス「初期工場立法」

十八卷 四五一 第六號 一八七

六月八日女王の同意を得てここに 最終的に成立をみたのであ六月八日女王の同意を得てここに 最終的に成立をみたのであいならんことを要望した。 法案は委員會を通過し、五月三日、一五一票對五八票で下院を、間もなく上院をそれぞれ通過した。一五一票對五八票で下院を、間もなく上院をそれぞれ通過した。 大田間法、正式には、議會のとるべき正當な目的であり、審議の連制限することは、議會のとるべき正當な目的であり、審議の連制限することは、議會のとるべき正常な目的であり、審議の連続にある。

有するに過ぎない頗る簡潔なものである。その内容は三三年、四四年の兩法律を修正する若干の規定を

- 四十一つ年間、一週五人作前に「二年活」。
 「四十二年間に制限する。右の制限は、一八四八年五月一日以降、四十二年間に制限する。右の制限は、一八四八年五月一日以降、一八二三年法に列撃する工場() 「八四七年七月一日以降、一八三三年法に列撃する工場)
- ても適用する。(2) 一八歳以下の者に課せられる制限は、婦人勞働者に對し一日一〇時間、一週五八時間に引上げる。
- 【1】 交替側と、八五〇年法・一八五三年法る。 この法律は、一八三三年法への關連において解釋さるべきであるので、これら二つの法律との關連において解釋さるべきである。

勞働時間の短縮を招來し、十時間法の成立及び實施を容易なら一八四五年に始まり、四七年クライマックスに達した不況は、一八四五年に始まり、四七年と、一八日三名だ

勞働者は、十時間法成立の際解體した agiation の機構を復活四八年の景氣囘復と共に增々强く繰返されねばならなかつた。監督官の報告や、「この制度が實行される限り、十時間法は完善資働時間の制限を實施することは不可能である」という趣旨の勞働時間の制限を實施することは不可能である」という趣旨の勞働時間の制限を實施することは不可能である」という趣旨の過法に對する違反は直ちに開始された。違反の主要な形態はりしめたと監督官は報告しているが、それにもかかわらず、十時しめたと監督官は報告しているが、それにもかかわらず、十時

び終了時刻を掲示すること等を定めたのであるが、例えば、午算すること、食事時間を一齊に與えること、毎日の勞働開始及間は彼等のうち誰か一人が朝工場で勞働を開始した時刻から起間は彼等のうち誰か一人が朝工場で勞働を開始した時刻から起に、 てては纖述することを避ける―筆者)。 既に一八四四年については、資本論第一卷に詳しい説明を得ることができるの

し、實際活動によつてこれを阻止する態勢を整えた。(交代制

合法的である、との立場をとつた。治安判事は後者の立場を支ら午後八時三〇分迄の一五時間中任意の時間に使用することは對して、工場主は、一〇時間を超えぬ限り、午前五時三〇分か勞働させるが如き仕組みは遷法である、とする監督官の解釋に三〇分から午後五時三〇分迄、計一〇時間を成年勞働者と共に三〇分から午後五時三〇分迄、計一〇時間を成年勞働者と共に

前六時から八時迄、八時三〇分から一二時三〇分迄、午後一時

持し、監督官の訴追に對して無罪をもつて答えた。かくて監督

督官は訴追を斷念した。 「関係にあると確信せざるを得なかつたのである。監督官は斷路孫にあると確信せざるを得なかつたのである。監督官は斷路孫にあると確信せざるを得なかつたのである。監督官は斷官は、リレー制度と勞働時間制限法とは兩立し得ず、全く攀一

じかして、アッシュレーは、一八四七年七月議會に復歸した。問題は再び立法鬪爭の場に歸る。フィールデンの死と時を同

ス

「初期工場立法」

法がないことが最終的に確定されるに至つた。

計算する」よう修正する提案を行つた。だがこの修正によつて する勇氣を欠いていた)。但し、右の提案は、現行の週五八時間 くから主張していた。 解決が one uniform set of hours 以外にあり得ないことを早 者」からなされたのである。 えようとする試みの最初の具體的な提案はかくして一「製造業 とする。 を興えること、結局一日平均一〇時間、 牛とし、 午後六時以後勞働せしめることを禁じ、食事時間を一日一時間 日」を示唆するものであつて、年少者及び婦人を午前六時以前、 れた。「「製造者」から送られたこの提案は、正に「標準勞働 う要請した。一八五〇年三月彼は、 彼は早速運動を開始し、時間短縮委員會に、十時間勞働日の權利 何等かの鞿歩なくして成立し得ないということである。 意しなければならない。「標准勞働日」も、 制に對し、二時間增の週六〇時間制を條件としていることに注 れねばならなかつた。その時、タイムス紙上に一つの提案が現 も、リレー制度が確實に防止され得るかどうかは甚だ疑問とさ を擁護し、リレー制度を絶滅せしめるために直ちに立ち上るよ 一致させることにより、全勢働者の勢働時間に uniformity を與 「彼等のうちの誰かが最初に勢働を始めたときから《引續いて》 「標準勞働日」即ち法定勞働時間と法定雇傭期間とを 土曜日の勞働は午後二時迄、その間三〇分の食事時間 然し彼は、その具體的方法について提案 (尤もサウンダは、リレー制度の 四四年法の旣述の規定を、 一週六〇時間制を骨子 工場主に對しては このこ

第六十八卷 四五三 第六號 一八九

等は他に何等具體的方法を明確にし得なかつたのである。 間短縮委員會は、十時勞働日の原則に對する一切の妥協を拒否 政府の提案を受諾するよう勸告する有名な書簡を、「ランカシ とを知つた彼は、反對によつて問題の解決の遷延するのを恐れ、 府の意糰が右の提案同様の法案を提出することに傾いているこ とを最も早く察知したのは、 ましめようと再三努力したにもかかわらず、遂に叢會を通過し 要な譲歩を含むものであり、アッシュレーがその中に兒童を含 對する讓步の上に、保護對象から兒童を除外するという一層重 の努力と功績は忘却され、今や彼は「裏切者」となつた。 てただアッシュレーの行爲を非難するに止つた。アッシュレー し、他方リレー制度を禁止するという原則を固執した。 は、勞働者から前例のない「怒りの嵐」の中に迎えられた。時 ヤー・ヨークシャー時間短縮委員會」に送つている。この書簡 き「非實際的」な彼ではなくて、一アッ 五月一三日に**政府案**が公表された。この法案は、勞働時間に 「政治家としての」―かつての如 シュレーであつた。 然し彼 そし

the Act to amend the Acts relating to Labour in Factories, S区浴。

ることを禁止する。但し九月三〇日―四月一日の間、監督官にそして爾後、これらの者を午前六時以前、午後六時以後使用す八歳以上の婦人勞働者の勞働時間を制限する規定は廢止する。(4)一八三三年、四四年、四七年各法律の中で、年少者、一の戸室

と同様に使用することができる。(2) 絹糸のまきつけ、撚糸にのみ使用せられる見薫で、一つ(3) 絹糸のまきつけ、撚糸にのみ使用せられる見薫で、一一(担し土曜月を除く) 勢働せしめることができる。

れることとなつた。然し、「妥協法」(Compromise Act)―一部

かくて見童のみは依然としてリレー制度の脅威の下にさらさ

働者の感情を示すものではなかつたといわれる。リレー制度 時迄の間でのみ使用することを認める修正案を提案したとき、 勞働時間を一○時間に制限し、然も見童を午前六時から午後六 れた。一八五三年、J. M. Cobett は、見童、年少者及び婦人の 働者と共に夜の八時三〇分迄勢働せしめていることが明かにさ 場主は、年少者及び婦人の勞働が終了したあと、兒童を成年勞 John Kincaid は、標準勢働日から見重を除外したことが、特に それにもかかわらず、ステュアートの死後監督官に任命された の譲歩に滿足の意を表明する狀態である、と監督官は報告した。 **酸止は、彼等に非常な驐喜を湧かし得たし、大多數の者が雇** の勞働者は右の法律をこう呼んだ―に對する反感は、 制度を適用する法案を提出する用意があることを言明した。 しめる提案に同意することはできないが、見薫に標準勞働日の 内相 Palmerston は、婦人及び年少者の勞働時間を更に滅少せ いる、と警告せざるを得なかつたのである。多くの地域で、工 スコットランド南部の羊毛工場において重要な影響を及ばして 全ての勢

働せしめ得ることを定めるものであつた。 独に定める條件に優う場合は、午前七時から午後七時迄の間勢 時から午後六時迄の間でのみ使用し得ること、但し一八五〇年 た。同独は、前文と、四箇條の條文から成り、兒童は、午前六 もなく政府の法案が提出され、それは同年八月に議會を通過し

【三】 若干の結語

著者は、標準勞働日の重要性と半世紀の間に達成された工場と使用することが出來るようになつた。、

おさい。

「、それは、勞働時間の制限に對する技け道を一切封じたことである。第二には、標準勞働日の一般的な效果に關するものであたない。第一には標準勞働日の一般的な效果に關するものであたである。第二には、標準勞働日の一般的な效果に關するものであたである。第二には、標準勞働日の一般的な效果に關するものであたである。第二には、標準勞働日の一般的な效果に關するものであたである。第一には標準勞働日の一般的な效果に關するものであたである。第一には標準勞働日の重要性は次の二點に求められぬばないで、概準勞働日の重要性は次の二點に求められるばならない。標準勞働日の重要性と半世紀の間に達成された工場を使用することが出來るようになつた。

八頁)。

い人々を保護するために、勞働關係に干渉すること(或は支配に自由主義的で競爭に依存する社會において自己を保護し得な者はこれに對して次のように答える。最も顯著な成果は、高度る」(三二七頁)。過去五〇年間に果して何が達成されたか。著る「一八五三年法は、工場法史上に於ける一時代の終焉を費す

ある。 な發展のための基礎として役立つことは明かであつた」。(三二 普遍的な適用可能性を有するものであつて、 て半世紀の間に極めて徐々にかつ困難な道を通つて發展して來 完全である。 存在している。 そして残されたものは、 であり、義務であるという原則」が確立されたことである、と。 統制を加えることといい直してもよい) た産業統制に闘する基礎的な諸原理は、甚だ融通性に富みかつ 主要織物業以外に、法の干渉外におかれた廣汎な分野が 「然し、 健康安全に関する措置は、 ……基礎は立派に確立されていた。 確立された原則の適用と擴大の問題 極めて初歩的かつ不 「これが國家の權利 それが将來の廣汎

本書は十分その役を果しているということができる。本書は十分その役を果しているということができる。 工場注明しまうとも、十時間派の成年勞働者に對する考えは、べに主張しようとも、十時間派の成年勞働者に對する考えは、べに主張しようとも、十時間派の成年勞働者に對する考えは、べに主張しようとも、十時間派の成年勞働者に對する考えは、べに主張しようとも、十時間派の成年勞働者に對する考えは、べに主張しようとも、十時間派の成年勞働者に對する考えは、べに主張しようとも、十時間派の成年勞働者に對する考えは、べに主張しようとも、十時間派の成年勞働者に對する考えは、へに主張しようとと、この社會の原流を感得せしめ、工場主が別者に関いて、我々は更に今一つ工場法史半世紀の成果を顧みるに當つて、我々は更に今一つ工場法史半世紀の成果を顧みるに當つて、我々は更に今一つ工場法史半世紀の成果を顧りてもあるということができる。

九五一•九•

五二

第六十八卷 四五五 第六號 一九一

1